

水道工事共通仕様書 共通仕様書編（第1編 共通編） 新旧対照表

現行（令和4年4月版）	改定（令和4年10月版）						
<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1 適用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「広島市水道局工事施行規程」及び「広島市水道局検査事務規程」に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（令和元年5月31日改正政令第15号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-20 建設副産物 8. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-21 監督員による確認及び立会等 表1-1 段階確認一覧表</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1 適用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「広島市水道局工事施行規程」及び「広島市水道局検査事務規程」に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（令和4年3月31日改正政令第148号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-20 建設副産物 8. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-21 監督員による確認及び立会等 表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1167 986 2112 1094"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地覆工 橋梁用高欄工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確認時期	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
種 別	細 別	確認時期					
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時					

1-1-27 施工管理

3. 標示板の設置



図 1-2 標示板の例

1-1-27 施工管理

3. 標示板の設置



図 1-2 標示板の例

9. 工事情報共有化

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化に努めなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（APS）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

9. 貸与機械

10. 工事現場への専任

11. デジタル工事写真の黒板情報電子化について

1-1-30 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月21日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

10. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 貸与機械

12. 工事現場への専任

13. デジタル工事写真の黒板情報電子化について

1-1-30 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

23. 建設工事における公益占用物件等への事故防止対策

受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。

(1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出

受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として所定の様式で**提出**すること。

また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。

なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、**契約約款に定める**工事開始日以降30日以内に**提出**すること。

また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに**提出**すること。

※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・下水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。

23. 建設工事における公益占用物件等への事故防止対策

受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。

(1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出

受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として所定の様式で**提出**すること。

また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。

なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に**提出**すること。

また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに**提出**すること。

※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・下水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。

1-1-34 環境対策

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成27年9月改正 法律第46号）「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-34 環境対策

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号）「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-36 交通安全管理

5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月 改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-38 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）
- (10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）
- (14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）
- (20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (23) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）
- (25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）
- (26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）
- (30) 環境基本法（平成34年6月改正 法律第50号）

1-1-36 交通安全管理

5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月 改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-38 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (2) 建設業法（令和3年3月改正 法律第48号）
- (8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第53号）
- (10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）
- (14) 道路法（令和3年3月改正 法律第9号）
- (17) 道路運送車両法（令和3年3月改正 法律第37号）
- (20) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）
- (23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）
- (25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）
- (26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）
- (30) 環境基本法（令和3年3月改正 法律第36号）

- (38) 文化財保護法（令和2年4月改正 法律第11号）
- (41) 消防法（平成34年5月改正 法律第67号）
- (43) 建築基準法（令和2年5月改正 法律第43号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成24年5月改正 法律第55号）
- (48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）
- (51) 船員法（平成34年6月改正 法律第41号）
- (53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）
- (55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第16号）
- (60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）
- (63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (64) 航路標識法（平成29年5月改正 法律第42号）
- (68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第5号）
- (70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）
- (72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）

1-1-45 特許権等

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成34年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-46 保険の付保及び事故の補償

4. 補償

- (38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）
- (41) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）
- (43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）
- (48) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）
- (51) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）
- (53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）
- (55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）
- (60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）
- (63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
- (64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）
- (68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）
- (70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
- (71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）
- (72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）

1-1-45 特許権等

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-46 保険の付保及び事故の補償

4. 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5. 補償

第2章 材料

第10節 瀝青材料

2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年11月改正 政令第145号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

第14節 道路標識及び区画線

2-14-1 道路標識

標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 標示板

JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）

JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）

JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）

JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）

JIS K 6718-1

（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板）

JIS K 6718-2

（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部：押出板）

ガラス繊維強化プラスチック板（F.R.P）

第15節 その他

2-15-2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6742（水道用ポリ硬質塩化ビニル管）

JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板）

JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）

JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）

JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）

JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）

JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）

第2章 材料

第10節 瀝青材料

2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

第14節 道路標識及び区画線

2-14-1 道路標識

標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 標示板

JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）

JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）

JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）

JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）

JIS K 6718-1

（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板）

JIS K 6718-2

（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部：押出板）

ガラス繊維強化プラスチック板（F.R.P）

第15節 その他

2-15-2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6742（水道用ポリ硬質塩化ビニル管）

JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板）

JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）

JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）

JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）

JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）

JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)

日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)

建設業労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年4月)

第3節 共通の工種

3-3-2 材料

4. 路側防護柵工の材料

(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。

- ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所
- ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所
- ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合

5. 亜鉛めっき地肌のままの材料

(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ53) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。

6. 視線誘導標の形状及び性能

受注者は、視線誘導標を使用する場合、**設計図書**に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

(2) 支柱

⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)

日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)

建設業労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)

第3節 共通の工種

3-3-2 材料

4. 路側防護柵工の材料

(7) 次に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。

- ① 凍結防止剤を散布する区間
- ② 交通量が非常に多い区間
- ③ 海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)
- ④ 温泉地帯など
- ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留又は接触する場所

5. 亜鉛めっき地肌のままの材料

(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき) (HDZ T77) の77μm(膜厚) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZ T49) の49μm(膜厚) 以上としなければならない。

6. 視線誘導標の形状及び性能

受注者は、視線誘導標を使用する場合、**設計図書**に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

(2) 支柱

⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき) (HDZ T49) の49μm(膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

3-3-6 小型標識工

15. 溶融亜鉛めっきの基準

受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。

ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。

3-3-7 防止柵工

3. 亜鉛めっき地肌の基準

塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/m²（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。

3-3-15 PCホロースラブ製作工

1. 円筒型枠の施工

受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。

3-3-25 銘板工

3. 橋歴板記載事項

受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。

第4節 基礎工

3-4-4 既製杭工

13. 既製コンクリート杭の施工

既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規格によらなければならない。
- (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によらなければならない。
- (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によらなければならない。

3-3-6 小型標識工

15. 溶融亜鉛めっきの基準

受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ177）77μm（膜厚）以上としなければならない。

ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については（HDZ163）63μm（膜厚）以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZ149）の49μm（膜厚）以上とするものとする。

3-3-7 防止柵工

3. 亜鉛めっき地肌の基準

塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ149）の49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。

3-3-15 PCホロースラブ製作工

1. 円筒型枠の施工

受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。

3-3-25 銘板工

3. 橋歴板記載事項

受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。

第4節 基礎工

3-4-4 既製杭工

13. 既製コンクリート杭の施工

既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規格によらなければならない。
- (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定によらなければならない。
- (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定によらなければならない。

14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（**遠心力**コンクリートくいの施工標準）7 施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備および保管し、**監督員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**監督員へ提出**しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

第6節 一般舗装工

3-6-6 橋面防水工

4. 橋面防水工の施工

受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第1編3-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

第7節 地盤改良工

3-7-5 パイルネット工

4. 既製コンクリート杭の規定

(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

- ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（**遠心力**コンクリートくいの施工標準）の規定による。
- ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（**遠心力**コンクリートくいの施工標準）の規定による。
- ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（**遠心力**コンクリートくいの施工標準）の規定による。

14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（**既製**コンクリートくいの施工標準）7 施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備および保管し、**監督員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**監督員へ提出**しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

第6節 一般舗装工

3-6-6 橋面防水工

4. 橋面防水工の施工

受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第1編3-6-7アスファルト舗装工の規定による**こととする**。

床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等について、はがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。

これにより難い場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

第7節 地盤改良工

3-7-5 パイルネット工

4. 既製コンクリート杭の規定

(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

- ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（**既製**コンクリートくいの施工標準）の規定による。
- ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（**既製**コンクリートくいの施工標準）の規定による。
- ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（**既製**コンクリートくいの施工標準）の規定による。

第10節 仮設工

3-10-16 トンネル仮設備工

9. 集じん装置の設置

受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

第12節 工場製作工（共通）

3-12-7 橋梁用防護柵製作工

(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合

②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）**2種**の（HDZ**55**）の**550g/m²**（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく**2種**（HDZ**35**）の**350g/m²**（片面の付着量）以上としなければならない。

第4章 土工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

4-3-1 一般事項

10. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が**設計図書**に示されていない場合には、表4-2に従い施工しなければならない。

表4-2 伐開除根作業

区分	種別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

第10節 仮設工

3-10-16 トンネル仮設備工

9. 集じん装置の設置

受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、**レスピラブル**（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

第12節 工場製作工（共通）

3-12-7 橋梁用防護柵製作工

(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合

②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZ**T77**）の**77μm**（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZ**T49**）の**49μm**（膜厚）以上としなければならない。

第4章 土工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

4-3-1 一般事項

10. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が**設計図書**に示されていない場合には、表4-2に従い施工しなければならない。

表4-2 伐開除根作業

区分	種別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高1mを超える場合	地面で刈りとる	除去	抜根除去	同左
盛土高1m以下の場合	根からすきとる			

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第5節 現場練りコンクリート

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

第6節 運搬・打設

5-6-5 締固め

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第5節 現場練りコンクリート

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（**コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法**）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

第6節 運搬・打設

5-6-5 締固め

4. 狹隘・過密鉄筋箇所における締固め

狹隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえ、パイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。

水道工事共通仕様書 共通仕様書編（第2編 水道工事編） 新旧対照表

現行（令和4年4月版）	改定（令和4年10月版）
<p>第2編 水道工事編 第1章 共通事項 第2節 適用すべき諸基準 日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説（2009年版）</p> <p>第3章 管布設工事 第11節 道路復旧工事 3-11-3 地下埋設物の標示 地下埋設物の標示は、第2編 3-2-31 地下埋設物標示紙の規定によるものとする。</p>	<p>第2編 水道工事編 第1章 共通事項 第2節 適用すべき諸基準 日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）</p> <p>第3章 管布設工事 第11節 道路復旧工事 3-11-3 地下埋設物の標示 地下埋設物の標示は、第2編 3-2-31 地下埋設物標示紙の規定によるものとする。</p>